



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に!
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の相互連携を使えば、今まで使った家の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※対象であるのは、医師・歯科医師・薬剤師等医療従事者のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!

医療機関の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは [マイナポータル](#)



◎当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。

◎マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報システム基盤整備体制充実加算

マイナ保険証を利用した場合 初診 加算 2 : 2 点

保険証の利用 加算 1 : 4 点

※お問合せ等は下郷診療所（Tel.56-2361）まで